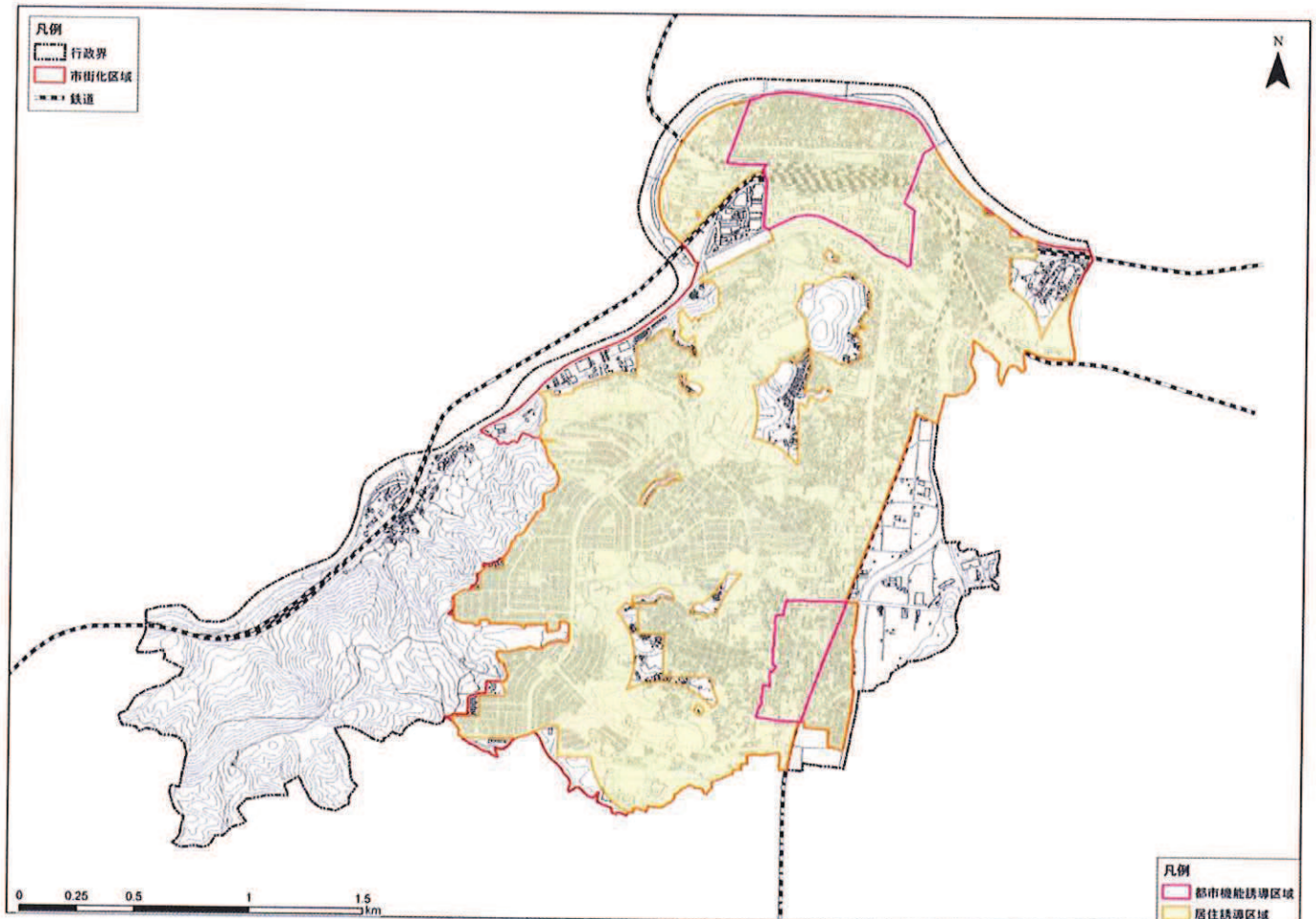


王寺町立地適正化計画（平成30年3月策定予定）で定められた「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」以外の区域で、対象となる開発行為・建築等行為を行う場合は、工事着手前の30日前までに、王寺町への届出が必要です。

	対象となる開発行為	対象となる建築等行為
居住誘導区域外	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの	①3戸以上の住宅を新築する場合 ②建築物を改築、又は用途変更して3戸以上の住宅等とする場合
王寺駅周辺 都市機能誘導区域外	①誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為 ※誘導施設 ・産婦人科や救急夜間診療が可能な総合病院（概ね200床以上） ・店舗面積が1,500㎡以上の食料品を扱う店舗	①誘導施設を有する建築物の新築 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 ※誘導施設 ・産婦人科や救急夜間診療が可能な総合病院（概ね200床以上） ・店舗面積が1,500㎡以上の食料品を扱う店舗



王寺町立地適正化計画における各誘導区域

問い合わせ先

王寺町 地域整備部 まちづくり推進課 都市計画係

[住所] 王寺町王寺2丁目1番23号

[代表] 0745-73-2001 (代表)